

2018年12月25日

審査請求書

原子力規制委員会 御中

審査請求人 総代 相沢 一
総代 軍司 道男
総代 大石 光伸



行政不服審査法の規定に基づき、次の通り審査請求を致します。

一. 審査請求人の氏名及び住所

別紙1「審査請求人一覧」および別紙2「総代互選書」

二. 審査請求に係る処分

- 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（平成30年9月26日 原規規発第1809264号）
- 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（平成30年10月18日、原規規発第1810181号）
- 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（平成30年11月7日 原規規発第1811074号）
- 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（平成30年11月7日 原規規発第1811075号）

三. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

設置変更許可処分	2018年（平成30年）9月26日
工事計画認可処分	2018年（平成30年）10月18日
運転期間延長認可処分	2018年（平成30年）11月7日
保安規定変更認可処分	2018年（平成30年）11月7日

四. 審査請求の趣旨及び理由

「二記載の処分を取り消す」との決定を求める。
理由項目は下記の通り。詳細は「別紙3」参照

【理由1】(法第43条の3の6第1項第2号経理的基礎に係る部分の審査について)
その者に経理的基礎がないこと

【理由2】(法第43条の3の6第1項第2号技術的能力に係る部分および法43条の3の9第3項工事計画に係る審査について)

- 1) 基準地震動が過小評価であること
- 2) 大型船舶の漂流を想定していないこと
- 3) 火山灰濃度評価の審査に過誤・欠落があること
- 4) 東海再処理施設の事故影響を審査していないこと
- 5) 重大事故対策の抽出が恣意的であること

【理由3】(法第43条の3の32第2項および規則第114条 運転期間延長申請に関する審査、ならびに法第43条の3の24第2項保安規定変更申請の審査について)

- 1) 設計の旧さを検討していないこと
- 2) 保安能力の審査がおこなわれていないこと
- 3) 脆化管理、長期耐震評価が不十分なこと

五. 処分庁の教示の有無及びその内容
なし

六 審査請求の年月日
2018年(平成30年)12月25日

七 口頭意見陳述会の開催
希望する

八 執行停止の申立て
執行停止を申立てる